

《認可保育施設（２・３号）の申請～入所までの流れ》

令和８年５月～１２月入所選考（２号・３号）

令和８年５月～１２月入所選考の流れは、下記のとおりです。

① 施設見学・相談

- ① あらかじめ希望施設への見学をお勧めしています（[５０ページＱ＆Ａ問１](#)参照。見学の際は、事前に施設へご連絡（ご予約）ください。また、保育幼稚園事業課にて相談窓口を設けています（[裏表紙](#)参照）。

※Zoom 相談窓口も設けています（[裏表紙](#)参照）。

※毎月５日頃に各施設の空き状況を市ホームページに掲載しています。

※各施設の詳しい情報もホームページに掲載しています（[裏表紙](#)参照）。

※お子さまにアレルギーがある場合や、医療的な配慮、発達に関する支援が必要な場合など、お子さまの個別の状況によっては、内定となった後でも、施設の受入環境が整うまで利用いただけない場合がございます。

※幼稚園、認定こども園１号、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）など、その他の教育・保育施設や事業について、認可保育施設（２・３号）の申請と並行して、申請いただくことが可能です。

申請については、[前ページ](#)をご覧ください。各申請窓口へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

② 申し込み (オンライン、郵送、来庁)

- ② オンライン、郵送、来庁（保育幼稚園事業課窓口）にて申請ください。（郵送の場合、書類が届いたかの確認のため、保育幼稚園事業課までお電話いただくようお願いいたします）。

※提出が必要な書類は、[１５～１８ページ](#)を参照してください。

申請期日：利用開始希望月の前月１０日まで

（土日祝の場合は前開庁日）

※期日までに書類不備・未提出書類がある場合は入所選考を受けることができませんのでご注意ください。

③ 入 所 選 考

- ③ 市で入所選考を行い、内定者を決定します（[１９～２６ページ](#)参照）。

※待機となった場合、翌月の選考に自動継続されます（ただし、認定期間終了時、及び、５～６月頃に実施される現況届が未提出の場合は自動継続されません。[５０ページＱ＆Ａ問３](#)参照）。

※待機となった場合、待機結果のお知らせは郵送されません。

※「待機証明書」が必要な方は、入所選考後、保育幼稚園事業課まで申請ください（市ホームページから申請可能です。窓口・郵送からの申請も可能です。）

④ 入 所 内 定 (保護者→内定施設へのご連絡)

※[１４ページ](#)参照

- ④ 内定された方に、内定通知を郵送します。通知が届いたら、できるだけ早く（目安として２日以内）に内定施設へ連絡し、入所前健診内容の確認・入所前面談の日程調整などの打合せをお願いします。

※施設によっては、指定された医療機関で入所前健診を受ける必要があるため、必ず、事前に打合せいただくようお願いいたします。

※入所準備のため、内定施設から保護者へ入所意思確認の電話をする場合があります。

※施設では、内定が決まった直後から入所準備を開始します。そのため、辞退する場合は、早急に内定先施設と保育幼稚園事業課の両方へご連絡ください。

※転所内定の辞退はできません（[２６ページ](#)参照）。

(育児休業中の方のみ)
産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出(入所月の前月末日まで)

⑤ 入 所 前 健 診

⑥ 入 所 前 面 談

⑦ 入 所 ※慣らし保育 (保育料の決定)

(育児休業中の方のみ)
ご勤務先への職場復帰(入所月の月末まで)

入所後の各種手続きのご案内

入所月の前月末日までで、出来るだけ早急に提出してください。

※勤務先記入欄もあるため早急な対応をお願いします。

※復帰期限は入所月の月末です(入所月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。[52ページQ&A問10](#)参照)。

※復帰後の勤務時間が短時間勤務制度を利用し週30時間未満となる場合、短縮後の勤務時間にて再選考となり、内定取消しとすることがあります([25ページ](#)参照)。また、この時期に転職される場合、内定取り消しとすることがあります([52ページQ&A問9](#)参照)。

⑤ 必要に応じ、医療機関にて入所前健診をお受けいただきます。

⑥ 内定施設で面談を行い、入所準備を進めていただきます。

※市外在住の方は入所月1日までに高槻市に転入する必要があります。

⑦ 慣らし保育の期間は施設・クラス年齢・児童の状況等により異なりますので、施設と調整してください。

※原則1日入所(0歳児で生後57日目から入所する児童等のみ月途中入所が可能)。

※入所後も保育が必要な理由(出産・就労など)が変更となる場合は、必ず変更手続きしてください。

※利用者負担額(保育料)は入所後に決定・通知します(入所月の中旬～下旬に、在籍施設を通じてお知らせいたします)。

入所月の月末までに職場への復帰が必要です。

※入所月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。

入所後、下記が生じた際などに手続きが必要です。

●保育要件(就労等)の変更時…変更希望月の当月1日までに保育幼稚園事業課へ必要書類を提出

●退園時…退園月の前月末日までに、現在利用している施設へ退園届を提出

上記は認可保育施設の保育認定(2・3号)の流れです。教育認定(1号)について、公立園の場合は保育幼稚園事業課へ、民間園の場合は各施設へお問い合わせください。

令和9年1月～3月入所選考(2号・3号)

※令和8年6月入所選考以降の申請者・令和8年度現況届提出者は、再申請不要です(申請取下者を除く)。

申請期限: 令和8年11月10日(火)

結果通知: 令和8年12月上旬予定

※内定の場合のみ結果通知書を郵送します。待機の場合、結果通知書は郵送されません。

そ の 他: 基本的には、令和8年5～12月選考と同様の流れです。